

女性活躍推進法に基づく学校法人江戸川学園一般事業主行動計画

学校法人江戸川学園では、下記の通り女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定しています。

記

1. 計画期間:令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 内容

目標1:労働者に占める女性労働者の割合を50%以上にする。

取組1:女性が活躍できる職場である事についての求職者に向けた広報活動。

目標2:有給休暇日数の取得率50%以上を目指す。

取組2:適材適所な人材配置と、労働者間による協力体制構築を可能とする職場風土の醸成。